

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 2 3 日

学校法人 大 阪 聖 徳 学 園
理事会・評議員会 御中

学校法人 大阪聖徳学園

監 事 伊戸 君枝 
監 事 野澤 意夫 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第9条第4項の規定に基づき令和6年度学校法人大阪聖徳学園の業務及び財産の状況を監査するため、理事会、評議員会の重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聞き、重要な決裁書類等を閲覧し、清稜監査法人から私立学校振興助成法第14条第3項の規定に準じた監査に関する説明を受け、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人大阪聖徳学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しくしめしており、業務又は財産に関する不正の行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以 上

(注) 監事 伊戸 君枝、 監事 野澤 意夫 2名とも

私立学校法第38条第5項に定める外部監事であります。